

企業魅力アップ・定着支援事業に関するQ & A（第2版）

（旧：ふるさと企業就職促進事業（H29））

共通

（用語の定義）

【Q1】要綱第2条第2項で定める「中小企業事業主」とは。

【A1】助成金の交付対象となる「中小企業事業主」とは、中小企業基本法に定める中小企業者に対象地域からの要望等を踏まえ、社会福祉法人、医療法人を加えたものであり、具体的には以下のとおりである。概ね、兵庫県中小企業融資制度の融資対象となる中小企業者と同じである。

ゴム製品製造業（注）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社、 又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人	
旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社、 又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人	
ソフトウェア業及び 情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社、 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人	
上記 以外	製造業・その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社、 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社、 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社、 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社、 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
社会福祉法人 医療法人	常時使用する従業員の数が100人以下の会社	

（注）自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

【Q2】本事業の「中小企業事業主」に含まれない者とは具体的にどのような者か。

【A2】中小企業基本法でいう「中小企業者」とは、「事業を営む会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社）及び個人」と定義されており、学校法人、宗教法人、NPO法人、財団法人、社団法人、第3セクターは含まない。

また、農業協同組合や信用金庫、中小企業団体（信用協同組合、企業組合、商工組合）やみなし大企業も対象にならない。

ただし、個人事業主や社会福祉法人、医療法人、会社法の会社法人である農業法人は対象となる。

【Q3】みなし大企業とは。

【A3】① 国又は地方公共団体が出資している会社

② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している又は3分の2以上を大企業が所有している会社

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占める会社

【Q4】新規学卒（予定）者は、新規高校卒業（予定）者を含むか。

【A4】含まない。（ただし、高校卒業後一度就職したものの離職し、再び就職活動を行っている者はUJIターン就職希望者として対象とする。）

【Q5】UJIターン就職（希望）者は大卒者でなければならないのか。

【A5】UJIターン就職（希望）者の学歴は問わない。

（交付対象者）

【Q5】主たる事業所の要件は。

【A5】人事権を持ち、当該事業所で採用決定ができることをいう。

【Q6】対象地域内の会社が発祥した地を本社の所在地として登記しているが、主たる事業所（実質的な本社をいう。）は対象地域外に所在する場合、本事業の対象になるのか。

【A6】対象とはならない。

（対象経費、助成額、申請書等）

【Q7】消費税の取扱いは。

【A7】3メニュー（面接旅費、転居費用、情報発信・採用活動）共通で交付申請時に提出することとしている「企業魅力アップ・定着支援事業に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて（報告）」を基に、消費税等相当額を減額して申請する必要があるか否かを判断する。減額申請が必要な場合は、（補助対象経費÷1.08）の2分の1以内の額を助成すること。

※面接旅費・転居費用については100円未満の端数切り捨て

（例：消費税等相当額を減額申請する場合）

	補助対象経費	計算式	県の助成額
面接旅費	35,000円	$(35,000 \div 1.08) \div 2 = 16,203$	16,200円
転居費用	97,210円	$(97,210 \div 1.08) \div 2 = 45,004$	45,000円
情報発信	320,500円	$(320,500 \div 1.08) \div 2 = 148,379$	148,379円

面接旅費

【Q 8】対象となる面接旅費は。

【A 8】当該年度内に実施した面接で、かつ、当該年度内に交付対象者が負担した面接旅費。

【Q 9】「面接等を行う場合」の「面接等」とは。

【A 9】採用面接のほかに、企業説明会や工場見学等で交付対象者が助成対象者に支給した旅費や、既に内定を出した者に対して、採用までの期間に説明会等を行った場合についても対象とする。

なお、新規学卒予定者に対して行う「面接」は当該年度の6月1日以降に実施したものに限る。

【Q 10】正社員として採用することを目的に行った面接であるかどうかはどのように確認するのか。

【A 10】申請時に交付対象者に対し、口頭で確認頂きたい。

【Q 11】「対象地域内に所在する事業所等において面接」の「事業所等」とは。

【A 11】面接が本社や事業所以外で実施されることを想定している。例えば、豊岡市に本社がある企業が神戸で面接会を実施する場合や、京都府福知山市にある工場見学を行う場合なども対象としている。

【Q 12】対象とならない経費はどのようなものがあるか。

【A 12】交付対象者が借上げたバス賃借料や、企業説明会等で利用した施設に対して交付対象者が支払った使用料・宿泊費等は、助成対象者が負担をしていない費用であるため対象とならない。また、自動車の燃料費など、確認が困難なものについても経費の対象とならない（公共交通機関の利用料金に限るため、自家用車のETC代金なども対象外）。

【Q 13】インターンシップにかかる旅費は対象となるか。

【A 13】大学3年生を対象に開催されるインターンシップは対象とならない。対象となる新規学卒予定者は当該年度に卒業する者であり、大学4年生がインターンシップに参加する場合は対象とする。

【Q 14】交付対象者が旅費として一律に2千円を支給した場合は対象となるのか。また、助成額の妥当性は、どのように判断するのか。

【A 14】対象として差し支えない。また、助成額の妥当性については、様式に面接地までの経路を記載する欄を設けているので、適正な経路・手段であるか確認の上、不正受給が懸念されるような非常識な金額ではないか、注意していただきたい。（対象経費についても、公共交通機関の利用料金（タクシー除く）、宿泊費等確認ができる経費に限ることとしている。）

【Q15】助成対象者1人あたりの限度額（5万円）は、旅費を支給した面接1回あたりの限度額をいうのか。それとも助成対象者に支給した旅費の総支給額に対する限度額をいうのか。

【A15】旅費を支給した面接1回あたりの限度額をいう。ただし、交通費（公共交通機関の利用料金）の合計が4万5千円以内、宿泊費は5千円以内とする。助成するのは対象者1人につき1回限り（年度がかわっても、同一人物に対し同一企業が2回以上助成したものは対象外）。

【Q16】要綱内「別表1」において、「助成額が1千円に満たない場合は助成を行わない」とあるが、この場合の1千円とは税込み額か。

【A16】税抜きで1千円とする。そのため、消費税等相当額を減額する必要があるか否かにかかわらず、県の助成額が1千円を下回ることはない。

（参考）消費税等相当額を減額して申請する必要がある企業の場合、最低2,160円以上の旅費支給が必要となる。

	旅費支給額	助成額
消費税込みで申請	2,000円	1,000円
消費税等相当額を減額申請	2,160円	1,000円

【Q17】提出書類は。

【A17】① 申請書（様式第1号・附表1、様式第1号の2）

② 面接等選考旅費受領確認書（様式第2号）

（支払日、経路を確認する書類として提出）

③ 学生証又は在学証明書の写し【新規学卒予定者】

※「学生証の写し」については、有効期限の記載があるものを提出すること
運転免許証、住民票又は保険証の写し【UJIターン就職希望者】

（面接を受けた本人確認書類として提出）

④ 企業魅力アップ・定着支援事業に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて（報告）

⑤ 債権者登録書（過去に県に対して提出済みの場合は不要）

【Q18】申請期限は。

【A18】助成対象者に旅費を支給した日の翌日から起算して2箇月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで。この事業は、国の交付金があたっており、4月初すぐに実績報告を提出する必要があるため、迅速な実績報告にご協力いただきたい。

転居費用

【Q 1 9】 転居費用の定義は。

【A 1 9】 交付対象者が当該年度内に負担した引越代、交通費のこと。ただし、転居費用として交通費のみの申請は受け付けない。交付対象者から引越業者への直接支払や給与・手当としての助成対象者への支給等、支払方法は問わない。負担額が一律であっても構わない。例えば、助成対象者本人がトラックを借上げて自力で引越をするような場合でも、トラック借上代金、ETC代金の明細等、引越に要したことが明確な添付資料があれば、対象として構わない。ただし、自動車の燃料費は妥当性の判断が困難なため、助成対象外とする。

※交付対象者が助成対象者の転居費用を負担していることが前提のため、助成対象者の転居以外を目的とした費用は想定していない。

【Q 2 0】 家族を伴う者の定義は。

【A 2 0】 家族とは、助成対象者が扶養する同居の配偶者・子・親等を指し、その家族を伴い転居した者とする。助成対象者が必ずしも世帯主である必要はない。また、内縁の妻や同棲のカップルについても家族同様の生活実態があれば、家族とみなす。

※夫婦共働きなどにより扶養に入らない場合であっても、同居する家族であればここでいう家族とみなす。

【Q 2 1】 県内での転居は対象とならないか。

【A 2 1】 新規学卒者については、県内での転居も対象とする（居住地問わない）。

ただし、U J I ターン就職者については、県外から県内への転居のみを対象とする（詳細はQ 2 2 参照）

【Q 2 2】 U ターンの定義は。

【A 2 2】 県外に居住していた者が、就職に伴い対象となる県内へ転居すること。J ターン、I ターンの形式も含む。県内への転居であれば対象地域外への転居も対象とする。

前住所	現住所	勤務地	対象
神戸市	豊岡市	豊岡市	×（県外からの転居でないため）
大阪市	豊岡市	豊岡市	○
大阪市	明石市	淡路市	○
大阪市	福知山市	丹波市	×（県内への転居でないため）

【Q23】 交付対象となる事業所は。

【A23】 新規学卒者・UJIターン就職者を対象地域内の事業所に正社員として当該年度内に雇い入れる事業主。ただし、勤務地が対象地域内であっても、本社が対象地域外にある場合は交付対象とならない。

本社所在地	勤務地	対象
神戸市	丹波市	×（本社が対象地域外の時点で対象外）
豊岡市	丹波市	○
豊岡市	神戸市	×（対象地域外の事業所で雇われた者については対象外）

【Q24】 助成額の上限は。

【A24】 単身で転居した者は5万円、家族を伴って転居した者については20万円を上限とする（100円未満切り捨て）。家族を伴う場合は、同時に転居した家族がいる場合に限る（家族を伴う者の定義についてはQ20参照）。家族を伴わず、単身で転居した場合は、単身者として扱う。グループ内企業への異動・出向・転勤等は対象外とする。

【Q25】 提出書類は。

【A25】 ① 申請書（様式第1号・附表2、様式第1号の2）

② 交付対象者が転居費用を負担したことを示す書類（支給明細書等）

③ 転居費用受領確認書（様式第3号）

※交付対象者が助成対象者へ転居費用を支払った場合のみ提出。引越業者等へ交付対象者が直接支払った場合は提出不要。

④ 住民票の写し等前住所、現住所が確認できる書類

※転入日、新住所、前住所の記載があるもの（例：公共料金の支払い明細書の写しや賃貸契約書の写し等）。ただし、家族を伴う者については、家族全員が同一の住所で生計を立てていることが確認できる書類を提出すること。

⑤ 雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し

（現勤務先、雇用年月日を示す書類として提出）

⑥ 企業魅力アップ・定着支援事業に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて（報告）

⑦ 申請内容がわかる書類（引越業者の領収書等の写し等）

⑧ 債権者登録書（過去に県に対して提出済みの場合は不要）

⑨ その他の書類

助成対象者が交付対象者の親族で雇用保険未加入の場合、雇用関係にあることを証明する「雇用契約書」等の写しを提出。

【Q26】申請期限は。

【A26】助成対象者に対して転居費用を負担した日の翌日から起算して2箇月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで。この事業は、国の交付金があたっており、4月当初すぐに実績報告を提出する必要があるため、迅速な実績報告にご協力いただきたい。

情報発信・採用活動

【Q27】補助の対象となる「情報発信・採用活動」とは。

【A27】交付対象者が新たに取組む下記のような取組みを想定している。下記以外の取組みで交付対象者から申請・相談があった場合は、個別に相談いただきたい。

① 民間求人メディア掲載料

求人サイト（マイナビ、リクナビ、DODA等）への掲載や求人情報誌への掲載（地域限定の情報誌など、小規模なものも対象とする）

② 民間就職説明会・面接会等出展料

民間で開催される説明会への出展料（ブース使用料）

※ 会場までの交通費、説明会で使う備品等の作成経費等は対象外とする

※ 開催地については県内・県外問わない

③ 自社HP改修費用

採用力を高めるにあたり、必要なHPの改修費用

※ 採用特設ページ・従業員の働き方紹介ページの開設など採用活動に直接関係する改修を含むもの

※ 自社HP全体を改修する場合であっても、主たる改修が上記内容であれば補助対象とする

【Q28】補助の要件とは。

【A28】申請日を基準とした今後1年間の採用計画人数が直近1年間の採用人数（実績）を上回っていることが要件である。採用計画・採用人数ともに正社員のみを対象とするが、新卒・中途採用については問わない。また、パートタイムなど、非正規雇用を正規雇用に変換する場合も採用実績・計画に含める。ただし、採用実績は直近1年以内に雇い入れ、かつ、申請時点で雇用継続中の者のみをカウントする（退職者は含まない）。

また、大学3年生向けのインターンシップ・説明会への出展等について申請する場合は、情報解禁後である3月の開催に限り補助対象とする。

※事業終了後も事業の検証及び効果測定のため、適宜採用状況について、聞き取りを行う。なお、採用計画の進捗状況は問わない。

【Q29】申請の期限は。

【A29】面接旅費・転居費用の助成と異なり、事前に取り組む内容について、申請・交付決定を受けたうえで、取り組んでいただく必要があることに注意。

【Q30】提出書類は。

【A30】

(1) 申請時

- ① 補助金交付申請書（様式第1号、様式第1号の2）
産業労働部の統一の補助金交付要綱を利用
- ② 企業魅力アップ・定着支援事業計画書（別紙1）
- ③ 企業魅力アップ・定着支援事業経費積算書（別紙2）
- ④ 企業魅力アップ・定着支援事業に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて（報告）
- ⑤ 債権者登録書（過去に県に対して提出済みの場合は不要）

(2) 変更申請時

- ① 補助金変更交付申請書（様式第7号）
- ② 企業魅力アップ・定着支援事業変更計画書（別紙3）

(3) 実績報告時

- ① 補助事業等実績報告書（様式第10号）
- ② 企業魅力アップ・定着支援事業実績報告書（別紙4）
- ③ 補助金請求書（様式第12号）
- ④ 補助事業に要した経費が確認できる書類（例：出展料の請求書等）
- ⑤ 補助事業で実施した内容が分かる書類
（例：メディア掲載時のページを印刷したもの、出展結果の報告書等）

【Q31】申請から実績報告が年度をまたぐ場合はどうするのか。

【A31】申請から事業の実施、実績報告までを当該年度内に終わらせるもののみ対象とする。例えば、3月に申請を行い、3月～5月まで求人サイトに掲載を行うというようなケースが想定されるが、本事業では対象としない。

【Q32】1社につき2回以上の助成は可能か。

【A32】1社あたり20万円の範囲内であれば複数回の助成も可能。ただし、事業終了前の段階で計画変更があった場合は、原則変更申請手続きで対応すること。

【Q33】大学3年生向けのインターンシップサイト等への掲載も補助対象となるか。

【A33】原則対象としない。本事業の趣旨は、情報発信力の強化等によって採用に結びつけるというものであるため、今年度の採用に直接関係のないものについては対象外とする。ただし、大学3年生向けのインターンシップ等であっても、情報解禁日以降（3月1日以降）実施のものについては補助対象とする。

※この場合も申請から実績報告までを年度内に終わらせるもののみを対象とする。

(その他)

【Q 3 4】添付書類に係る注意点は。

【A 3 4】住民票については個人番号が省略されたものか、個人番号欄にマスキング処理を行ったものを受理することとする。処理が行われていない場合は、受理前に必ずマスキング処理を行う。

【Q 3 5】申請書の提出は、持参する必要があるのか。それとも郵送でよいのか。

【A 3 5】持参・郵送どちらでも差し支えない。